

四日市市職員の旅費に関する関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 8 号

四日市市職員の旅費に関する関係条例の整備に関する条例

(四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 四日市市職員の旅費に関する条例（昭和 3 8 年四日市市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章 総則（第 1 条— <u>第 8 条</u> ） 第 2 章 内国旅行の旅費（ <u>第 9 条—第 20 条</u> ） 第 3 章 （略） 第 4 章 雑則（第 2 2 条— <u>第 2 4 条</u> ） 附則 （用語の定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）及び（2） （略） （3）出張 職員が公務のため一時その勤務場所（ <u>常時勤務する場所のない場合又は任命権者若しくは任命権者の定めるところにより当該職員に対し出張命令の専決権を有する者（以下「旅行命令権者」という。）</u> ）が認める場合には、その住所、居所その他旅行	目次 第 1 章 総則（第 1 条— <u>第 1 1 条</u> ） 第 2 章 内国旅行の旅費（ <u>第 1 2 条—第 2 0 条の 2</u> ） 第 3 章 （略） 第 4 章 雑則（第 2 2 条・ <u>第 2 3 条</u> ） 附則 （用語の定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）及び（2） （略） （3）出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。

命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) (略)

(5) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(6) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

(4) (略)

(5) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入により生計を維持しているものをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2から5まで (略)

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員給与条例第5条に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2から5まで (略)

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の

8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第 4 条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項に規定する場合には、自ら又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令に従わない旅行)

第 5 条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第 3 項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。))に従って旅行することがで

範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第 4 条 旅行は、任命権者又は任命権者の定めるところにより当該職員に対し出張命令の専決権を有する者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項に規定する場合には、自ら又は第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令に従わない旅行)

第 5 条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第 3 項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。))に従って旅行することができ

きない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

ない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、一夜当たりの定額により

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、日額旅費、市内旅費及び外国旅費とする。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額より支給する。

4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

5 日額旅費又は市内旅費は、第18条又は第19条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。

6 外国旅費は、外国旅行のうち第21条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、当該旅費の支払をする者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の

のために現に要した日数による。

第10条 旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうち書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

支給を受けることができない。

2 (略)

3 支出命令権者は、前項の規定により精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項の規定による旅費の精算をしなかった場合又は前項の規定による過払金の返納をしなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費若しくは旅費に相当する金額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動

2 (略)

3 支払担当者は、前項の規定により精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規

に要する費用とし、その額は、運賃、急行料金その他の規則で定める費用の額の合計額とする。

定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃は、別表第 1 による運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第 1 号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第 1 号に規定する運賃、第 2 号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第 2 号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道 50 キロメートル以上（近鉄線の場合は片道 25 キロメートル以上）のもの並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和 61 年法律第 88 号）第 1 条に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 61 号）附則第 2 条第 1 項に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式

(船賃)

第 1 0 条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、寝台料金その他の規則で定める費用の額の合計額とする。

会社に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 6 号）附則第 2 条第 1 項に規定する新会社の営業する新幹線鉄道による旅行で片道 5 0 キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 5 0 キロメートル以上のもの

3 第 1 項第 3 号に規定する特別車両料金は、公務上の必要又は当該旅行の性質その他特別の事情により特別車両を利用する必要があると任命権者が認める場合に限り、支給する。

4 第 1 項第 4 号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 5 0 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第 1 3 条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合は、別表第 1 による運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料

金

(4) 第 2 号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に 2 以上区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。

3 第 1 項第 4 号に規定する特別船室料金は、公務上の必要又は当該旅行の性質その他特別の事情により特別船室を利用する必要があると任命権者が認めた場合に限り、支給する。

(航空賃)

第 1 4 条 航空賃の額は、航空旅行について路程に応じ現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第 1 5 条 車賃の額は、別表第 1 の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することがで

(航空賃)

第 1 1 条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃その他の規則で定める費用の額の合計額とする。

(その他の交通費)

第 1 2 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、自動車その他の規則で定める交通手段を利用する移

動に要する運賃その他の規則で定める
費用の額の合計額とする。

(宿泊費)

第 1 3 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要
する費用とし、その額は、地域の実情を

きない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。
ただし、第 1 0 条の規定により区分計算
する場合には、その区分された路程ごと
に通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に 1
キロメートル未満の端数を生じたとき
は、これを切り捨てる。

(日当)

第 1 6 条 日当の額は、別表第 1 の定額
による。

2 鉄道及び陸路 1 0 0 キロメートル未
満(車賃の支給を受ける旅行にあつては
2 5 キロメートル未満)水路 5 0 キロメ
ートル未満の旅行の場合における日当
の額は、公務上の必要又は天災その他や
むを得ない事情により宿泊した場合(規
則で定める旅行に限る。)を除くほか、
前項の規定にかかわらず、同項の定額の
2 分の 1 の範囲内において、その額を定
めることができる。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行に
ついては、鉄道 4 キロメートル、水路 2
キロメートルをもってそれぞれ陸路 1
キロメートルとみなして前項の規定を
適用する。

(宿泊料)

第 1 7 条 宿泊料の額は、別表第 1 の定
額による。ただし、特別の事情により定

勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第 1 4 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 9 条から第 1 2 条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第 1 5 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

（転居費）

第 1 6 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 1 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

額の宿泊料で宿泊の実費を支弁できない場合には、実費額によることができる。

（食卓料）

第 1 7 条の 2 食卓料の額は、別表第 1 の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほ

かに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第 17 条の 3 移転料の額は、次の各号に規定する額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合
には、旧在勤地から新在勤地までの路
程に応じた別表第 2 の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場
合には、前号に規定する額の 2 分の 1
に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが
赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年
以内に扶養親族を移転する場合には、
前号に規定する額に相当する額(赴任
の後扶養親族を移転するまでの間に
更に赴任があつた場合には、各赴任に
ついて支給することができる前号に
規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第 3 号の場合において、扶養親
族を移転した際における移転料の定額
が、職員が赴任した際の移転料の定額と
異なるときは、同項同号の額は、扶養親
族を移転した際における移転料の定額
を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は
天災その他やむを得ない事情がある場
合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を
延長することができる。

(着後滞在費)

第 1 7 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 1 8 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(着後手当)

第 1 7 条の 4 着後手当の額は、別表第 1 に掲げる日当定額の 5 日分及び宿泊料定額の 5 夜分に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第 1 7 条の 5 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額とする。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年令に従い、次に掲げる額の合計額

ア 1 2 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額

イ 1 2 歳未満 6 歳以上の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額

ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。ただし、6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第17条の3第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（日額旅費）

第18条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任

(退職者等の旅費)

第 1 9 条 (略)

(遺族の旅費)

第 2 0 条 (略)

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第 2 1 条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行の際支給する旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律を準用する。

命権者が指定するものとする。

(1) 長期間の研修、講習、訓練その他これに類する目的のための旅行

(2) 前号に掲げる旅行のほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支払方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第 6 条第 1 項に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(市内旅行の旅費)

第 1 9 条 市内旅行については、規則に規定する額の旅費を支給する。

(退職者等の旅費)

第 2 0 条 (略)

(遺族の旅費)

第 2 0 条の 2 (略)

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第 2 1 条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行の際支給する旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律を準用する。ただし、支度料については、支給しない。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条、第10条、第11条及び第12条に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び前条(宿泊手当に相当する部分を除く。)並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 (略)

2 (略)

3 職員が、市長又は他の条例の規定に基づき市長に相当する旅費の支給を受ける者に随行して旅行した場合において、任命権者が必要と認めたときは、当該市長に相当する旅費の支給を受ける者と同額の旅費を支給することができる。

(旅費の調整)

第22条 (略)

2 (略)

3 旅費額の下級者が、上級者に随行したときの旅費額は、任命権者が必要と認めるときに限り上級者と同額とする。

(委任) 第 2 4 条 (略)	(委任) 第 2 3 条 (略)
---------------------	---------------------

改正後

改正前							
別表第 1 (第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条の 2、第 1 7 条の 3 関係)							
区分 職級	鉄道賃	船賃	車賃 1 k m に つき	宿泊料 1 夜につき		日当 1 日 につき	食卓料 (1 夜につき)
				甲地方	乙地方		
9、8、 7 級	その乗車 に要する 運賃	1 等 運賃	3 7 円	1 4, 1 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	2, 6 0 0 円	2, 6 0 0 円
6, 5、 4、3、 2、1 級	その乗車 に要する 運賃	1 等 運賃	3 7 円	1 2, 8 0 0 円	1 1, 8 0 0 円	2, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円
備考							
1 宿泊料の欄中の甲地方とは、規則で定める地域をいい、乙地方とは、それ以外の地域をいう。							
2 日当は、鉄道を利用する片道 2 0 0 k m 以上の日帰り旅行については、1, 5 0 0 円を加算する。							

改正後

改正前								
別表第 2 (第 1 7 条の 3)								
	鉄道 5	鉄道 5	鉄道 1	鉄道 3	鉄道 5	鉄道 1	鉄道 1	鉄道 2

	<u>0 k m</u> 未満	<u>0 k m</u> 以上 <u>1 0 0</u> <u>k m</u> 未満	<u>0 0 k</u> m以上 <u>3 0 0</u> <u>k m</u> 未満	<u>0 0 k</u> m以上 <u>5 0 0</u> <u>k m</u> 未満	<u>0 0 k</u> m以上 <u>1 0 0</u> <u>0 k m</u> 未満	<u>0 0 0</u> k m以上 <u>1 5 0</u> <u>0 k m</u> 未満	<u>5 0 0</u> k m以上 <u>2 0 0</u> <u>0 k m</u> 未満	<u>0 0 0</u> k m以上 <u>0 0 0</u>
<u>9、8、</u> <u>7 級</u>	<u>1 2</u> <u>6, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1 4</u> <u>4, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1 7</u> <u>8, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 2</u> <u>0, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 9</u> <u>2, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>3 0</u> <u>6, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>3 2</u> <u>8, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>3 8</u> <u>1, 0</u> <u>0 0 円</u>
<u>6、5、</u> <u>4、3、</u> <u>2 級</u>	<u>1 0</u> <u>7, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1 2</u> <u>3, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1 5</u> <u>2, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1 8</u> <u>7, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 4</u> <u>8, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 6</u> <u>1, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 7</u> <u>9, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>3 2</u> <u>4, 0</u> <u>0 0 円</u>
<u>1 級</u>	<u>9 3,</u> <u>0 0 0</u> 円	<u>1 0</u> <u>7, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1 3</u> <u>2, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1 6</u> <u>3, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 1</u> <u>6, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 2</u> <u>7, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 4</u> <u>3, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 8</u> <u>2, 0</u> <u>0 0 円</u>

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1 k mをもって鉄道1 k mとみなす。

(四日市市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 四日市市証人等の実費弁償に関する条例(昭和42年四日市市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(実費弁償) 第2条 証人等に対しては、実費弁償として <u>日当及び旅費</u> を支給する。 2 (略) 3 <u>旅費</u> の額は、 <u>市長の例</u> による。	(実費弁償) 第2条 証人等に対しては、実費弁償として <u>日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃</u> を支給する。 2 (略) 3 <u>鉄道を利用する片道200 km以上の日帰り旅行については、前項の日当の額に1,500円を加算する。</u> 4 <u>宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃及び車</u>

(支給方法) 第3条 (略) 2 <u>旅費</u>は、証人等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によりがたい場合には、その現によった経路及び方法により計算する。	<u>賃（以下「車賃等」という。）の額は、四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（昭和59年四日市市条例第7号）に定める市長の車賃等の相当額とする。</u> (支給方法) 第3条 (略) 2 <u>車賃等</u>は、証人等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によりがたい場合には、その現によった経路及び方法により計算する。
--	---

(四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年四日市市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公務のための旅行に係る費用弁償) 第32条 (略) 2 旅行に係る費用弁償の額は、四日市市職員の旅費に関する条例(昭和38年四日市市条例第5号)の適用を受ける職員の例により支給する。	(公務のための旅行に係る費用弁償) 第32条 (略) 2 旅行に係る費用弁償の額は、四日市市職員の旅費に関する条例(昭和38年四日市市条例第5号)の適用を受ける職員の例により支給する。<u>この場合において、パートタイム会計年度任用職員の旅費の級は、別に定める。</u>

(四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年四

日市市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第 1 3 条 (略) 2 (略) 3 <u>旅費の支給方法及び旅費の額について、 は、<u>団長及び副団長は市長の例に、分 団長、副分団長、その他の基本団員及び 機能別団員は、一般職に属する職員の例 による。</u></u>	(費用弁償) 第 1 3 条 (略) 2 (略) 3 <u>旅費の支給方法は、<u>四日市市職員の 旅費に関する条例(昭和 3 8 年四日市市 条例第 5 号)及び四日市市長及び副市長 の給与及び旅費に関する条例(昭和 5 9 年四日市市条例第 7 号)(以下「条例等」 という。)</u>を準用し、<u>旅費の額について は団長及び副団長は条例等に定める市 長及び副市長相当額、分団長、副分団長、 その他の基本団員及び機能別団員は条 例等に定める 4 級相当額とする。</u></u>

(四日市市上下水道事業管理者給与等支給条例の一部改正)

第 5 条 四日市市上下水道事業管理者給与等支給条例 (昭和 4 1 年四日市市条例第 4
9 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 6 条 管理者の旅費の支給について は、 <u>市長の旅費</u> の例による。	第 6 条 管理者の旅費の支給について は、 <u>四日市市職員の旅費に関する条例 (昭和 3 8 年四日市市条例第 5 号)に定 める職務の級 9 級の職員</u> の例による。

(四日市市病院事業管理者給与等支給条例の一部改正)

第 6 条 四日市市病院事業管理者給与等支給条例 (平成 1 7 年四日市市条例第 2 3 号)
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(旅費) 第 7 条 管理者の旅費の支給については、<u>市長の旅費</u>の例による。	(旅費) 第 7 条 管理者の旅費の支給については、<u>四日市市職員の旅費に関する条例</u> <u>(昭和 3 8 年四日市市条例第 5 号)</u>に定める職務の級 9 級の職員<u>の例による。</u>

(四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 7 条 四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例（平成 2 7 年四日市市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(旅費) 第 6 条 教育長の旅費の支給については <u>市長の旅費</u>の例による。	(旅費) 第 6 条 教育長の旅費の支給については は、<u>四日市市職員の旅費に関する条例</u> <u>(昭和 3 8 年四日市市条例第 5 号)</u>に定める職務の級 9 級の職員<u>の例による。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の四日市市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

(四日市市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第 2 条の規定による改正後の四日市市証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

(四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第 3 条の規定による改正後の四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

（四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

（四日市市上下水道事業管理者給与等支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第5条の規定による改正後の四日市市上下水道事業管理者給与等支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

（四日市市病院事業管理者給与等支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第6条の規定による改正後の四日市市病院事業管理者給与等支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

（四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第7条の規定による改正後の四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

（総務部人事課）